

告 示

埼玉県告示第九百十八号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業地域

行田市、羽生市、加須市

四 作業期間

令和二年七月一日から令和三年三月三十一日まで